

平成26年度 第4回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成26年11月19日(水) 18:00~19:50
- ◆場所 小樽市役所別館3階 第2委員会室
- ◆欠席委員 3名(石川委員、林委員、井村委員)
- ◆事務局 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、子育て支援課長、子育て支援課保育係長、子育て支援課保育係、子育て支援課子育て支援係
- ◆関係課 商業労政課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、男女平等参画課長(欠席:企画政策室主幹、学校教育課長、生涯学習課長)

(注)発言にかかる委員の個人名は表記していません。

◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第4回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。

最初に本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、石川委員、林委員、井村委員の3名であります。会議の成立は委員過半数の出席であり、成立しております。

それでは、片桐会長、進行をお願いいたします。

◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。次第に基づき進めて参ります。

最初に、議題1の「市町村子ども・子育て支援事業計画」が前回までのイメージ(案)から素案へと変更され、議題2も関連の内容とのものでありますので、一括して事務局より説明願います。

◇事務局

資料1と資料2について、一括して説明します。前回会議までは骨格的なイメージ(案)をお示しし、引き続き、計画策定の作業を進めてきましたが、事業計画について、概ねの内容が固まってきたので、本日、御審議いただきたいと考えています。

最初に、資料1について、中に記載している文言やデータの修正について説明します。資料1の目次の2枚目を御覧ください。ページの中段、「3 地域子ども・子育て支援事業」のところですが、事業名を国の指針と同一の表現とし、修正しました。今回、修正又は追加記載した箇所はアンダーラインを引いて表示していますが、具体的に言いますと、まず(1)利用者支援事業については、前回まで利用者支援と記載していましたが、国の指針に合わせて、利用者支援事業としました。

また、(3)については、妊婦健診としていたのを妊婦健康診査事業としました。

また、(5)については、国の指針に合わせて、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業としました。

また、(7)については、ファミリー・サポート・センター事業という言葉の前に子育て援助活動支援事業という文言を加えました。

また、(9)については、延長保育事業としていたのを、時間外保育(延長保育)事業としました。

また、(11)については、放課後児童健全育成事業としました。

次に、7ページを御覧ください。ここで申し訳ありませんが、机上の当日配布資料も御覧ください。7ページについては、差し替えとなりますので、机上の資料の方を御覧ください。この差し替え後の資料の下段の(2)児童数の将来の人口推計のところですが、データと文言を小学生の人口推計について、教育委員会で算出した平成32年度までの推計値に合わせる形で修正しました。

ページ下の図表4になりますが、平成27年度以降、白抜きの箇所ですが、若干の修正となっています。例えば、平成27年度は4,752人でしたが、4,750人と修正したものです。その関連でこの棒グラフの上、14,704人という箇所も14,706人から修正しています。関連でページ上の図表3の数字も全体数になりますので、内訳の修正に応じて直しています。

事前配布と当日の資料の違いは、図表4のところの平成26年度の0～5歳が4,099人でしたが、当初の推計値が入った状態でしたので、見直し後の数値を4,221人と直したものです。

それから、もう一枚、差し替え資料がありますので、先にも申し上げます。机上の当日配布資料の次に22ページがあります。ここも、後で22ページを説明しますが、その際、こちらの差し替え後の資料を御覧ください。いずれも事務的にチェックした際の漏れであり、お詫びいたします。

それでは、次に、少し進み、17ページを御覧ください。「第4部 事業計画」になります。下のほうに四角で囲んだ項目として、「地域子ども・子育て支援事業」というのがありますが、そこに①の利用者支援事業から⑬まで事業を記載していますが、事業名については先ほど御説明したとおり、国の指針に合わせて修正しています。

ただし、ここの部分には下から2行目に、⑫ 実費徴収に係る補足給付事業と⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業が載っていますが、この事業計画に掲載する事業に関しては①から⑩までの11事業で良いと国から示されていますので、その旨をこのページの一番下の行に記載しています。

次に、18ページを御覧ください。表の右側の欄の下のところに「地域子ども・子育て支援事業」として、①から⑬まで事業を載せていますが、目次同様に修正済みであります。

次に、19ページを御覧ください。(4)需要量の見込みの欄、次の(5)提供体制の確保の内容及び実施時期の欄ですが、需要量の見込みと供給量の見込みを追記しました。このページの一番下の黒四角の項目になりますが、少し記載内容を追加しました。文章を読み上げます。最初のアンダーラインの部分は、「0～5歳の就学前児童数(推計人口)は減少傾向にあります。保育所利用は経済社会状況による影響や幼稚園は教育ニーズなどから、需要の変動が生じることがあります。」と書いてありますが、これは児童は減少傾向であるけれども、保育ニーズなどの変動はそれに必ずしも直結していないということです。次のアンダーラインですが、「それぞれの需要量の増加については、原則として、既存施設の活用を図ることとします。」と書いてありますが、小樽市は何百人もの待機児童を抱える大都市と異なり、幼稚園、保育所のインフラが既にありますので、既存施設の活用を原則とするということです。これらの内容について記載しました。

次に、20ページを御覧ください。この表では、教育・保育の提供に関する「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」について記載した表となっています。計画期間の平成27年度～平成31年度まで掲載していますが、表の見方などについては、本日机上に配布した当日資料により御説明させていただきますので、御覧ください。この資料は、平成27年度と平成28年度の部分だけ、載せているものです。平成27年度のところで説明します。表のつくりとして、左側の欄ですが、「①量の見込み」は、就学前児童数から推計した需要量です。この欄を順次、右側へ見ていきます。まず、1号は、すなわち810人、2号の欄のうち、幼稚園希望は、すなわち350人、合わせると1,160人ですが、現在の幼稚園を利用しているお子さんの数の見込みになります。次に、2号の左記以外790人というのは、保育所の3歳から5歳のお子さんの数の見込みになります。次に3号の710人というのは、その右隣に0歳と1・2歳の数が内訳として記載されています。保育所の3歳未満のお子さんの数の見込みで、これらを合わせると790人と710人なので、1,500人になります。

次に左端に「②確保方策」とありますが、いくつかの欄にさらに分かれています。一番上が「特定教育・保育施設」で、新制度の施設型給付費を受ける施設になります。つまり、本市では、現在、幼稚園関係としては認定こども園が2箇所、幼稚園が12箇所ありますが、認定こども園は原則的に新制度移行し、幼稚園はそれぞれの事業者の選択により、新制度に移行しても良い又は今までの私学助成の制度を継続しても良いとされています。現時点では、幼稚園12か所のうち、左側欄外に記載しましたが、新制度に移行する幼稚園は1箇所の予定となっています。その際、その定員の設定については、「利用定員」というものを新制度では設定することとされていて、「認可定員」と異なるものです。この「利用定員」の設定に当たっては、原則として「認可定員」の範囲内で、これまでのそれぞれの施設の利用実績などを参考として定めるものとされています。保育所の欄についても同様の考え方で「利用定員」として設定している内容となっています。

また、幼稚園のところに戻りますが、新制度に移行するのは、認定こども園が2か所、幼稚園が1か所の予定のため、その「利用定員」の設定した人数を合わせて250人としています。また、保育所は3歳以上792人と3歳未満668人としていますので、合わせますと、数字は記載していませんが、この部分は1,460人となります。

なお、この「利用定員」の設定については、施設側とも協議をすることになっており、今後も手順を踏んで行うこととしていますので、後日、数字が変動することもありますので、そのように御理解ください。②確保方策のところの次の欄、「特定教育・保育施設」の下の欄ですが、「確認を受けない幼稚園」の欄です。現在の制度に残る幼稚園になりますが、新制度に移行する予定の幼稚園が1か所のため、残る11か所となり、新制度には移行しないことから「利用定員」の設定は必要なく「認可定員」で数字を記載しています。合わせて1,353人です。近々の情報では一部の幼稚園で定員変更のため、北海道へ届出を行った施設も一部あると聞いていますので、後日、改めて11か所全体について、北海道への届出の有無及び変更した定員数などを確認し、修正が必要であれば、この人数についても修正を図ります。

次の欄ですが、「特定地域型保育事業」です。これは、計画書の18ページに戻っていただいて、表の右側の欄の真ん中より少し上に記載していますが、黒い四角で、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つを合わせて、地域型保育事業と言っているものです。本日配布の資料に戻っていただいて、今、申し上げた4種類の地域型保育事業は、本市においては、現時点では想定されないことから、この欄には記載していません。

最後の欄ですが、「認可外保育施設」です。「認可外保育施設」には、一般の不特定多数のお子さんを受け入れている認可外保育施設、病院の院内保育施設、会社の事業所内保育施設がありますが、この事業計画の作成に関する国の考え方で、市が運営費を補助している認可外保育施設については記載することが認められていることから2施設について記載しました。

そして、この表の総合的な見方ですが、一番下の欄、「過不足」という欄を御覧下さい。「②確保方策」いわば供給量から「①量の見込み」いわば需要量を差し引きした数字が記載されます。幼稚園関係は443人のプラスなので供給量が上回っていること、保育所も「過不足」という欄を見ていただきますと、72、-12、-20、8とあって、合計では、60人のプラスなので、総体として供給量が上回っていることとなります。

ただし、年齢別で見ますと、0歳が-20で足りないのかと思われませんが、実際のところは、保育所においては、部屋の面積や保育士の配置数など最低基準を充たす場合には「認可定員」を超える受入れが認められているため、この人数は優に受入れが図れるレベルのものとなります。さきほど申し上げた「利用定員」というベースで供給量を見ていますが、「利用定員」の設定は、これまでの施設の実際の受入数の平均を基に設定しているため、実際には平均を超えて受入れが可能ということとなっています。そのため、-20人というレベルでは、22か所の保育施設があることから、十分対応可能な数字と捉えています。以上が基本的な表の見方となります。

次に、27年度以外の部分について説明します。計画書の20ページを御覧ください。5か年の計画ですので、順次、31年度までありますが、「①量の見込み」の欄の数字については、就学前児童数が減少傾向であることから減少の傾向で各年度の数字を見込んでいます。「②確保方策」の欄の数字については、現在の施設が存続する前提ですので、供給量としては現状維持となります。

一例を示しますと、27年度の表で、幼稚園のグループの過不足が443となっていますが、28年度の表では、463、29年度は、493、30年度503、31年度は533となっていて、プラス数値が年々大きくなっています。

もう一例で、27年度の表の0歳の過不足が、27年度の表では、-20となっていますが、31年度は-10となっていて、マイナス数値が減少していく形になっています。よって5か年では、「過不足」の欄のプラスが徐々に大きくなる計画になっています。

また、「②確保方策」の「特定教育・保育施設」の欄や「確認を受けない幼稚園」の欄へ記載する施設ですが、28年度以降に、新制度に移行するなどといった動きが出てくるかもしれません、

現時点では、どこの施設がいつの年度になったら、新制度へ移行するということが明確ではないため、実際の動きがあれば、28年度以降、それぞれの欄に記載する数字が変わっていくことも想定されます。現時点で把握できる内容で作成していますので、そうしたことで変更が生じることもあるものと御理解ください。

続いて、今、御覧になっているページを開いたまま、資料2を御覧ください。この資料は、上が「1 教育・保育」、その下が「地域子ども・子育て支援事業」となっていますが、「1 教育・保育」の表は、開いたままになっている先ほど説明した表の元になっている資料です。黄色でマーカしている部分ですが、端数は丸めて、事業計画に載せています。また、両方の表とも、同じことを示しているものなのですが、行と列のレイアウトが異なっていますので、この点は御理解ください。以上で説明をいったん終えます。

◇会長

それでは、(1)市町村子ども・子育て支援事業計画(素案)と(2)「量の見込みについて」<再々修正>について、計画前段の修正と、特に計画の中での教育・保育の提供に関する「量の見込み」と「確保方策」についての説明がありました。

本日、委員の皆様にご検討いただくのは、この計画で主要な部分となる『教育・保育の量の見込み』と『地域子ども・子育て支援事業』の11事業についてということでした。

まず、『教育・保育の量の見込み』に関する説明の内容でわからなかった点はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、次の説明も聞きながら、この量の見込みについて、また不明な点があれば、フィードバックしてもらいながら御質問をお願いいたします。引き続き「地域子ども・子育て支援事業」の11事業について、説明をお願いします。

◇事務局

地域子ども・子育て支援事業の11事業について、順に説明します。計画書の18ページを御覧ください。表右下の地域子ども・子育て支援事業の①から⑩の事業について、各事業別に「量の見込み」と「確保方策」を説明していきます。

21ページを御覧ください。最初に(1)利用者支援事業です。この事業の内容は、記載のとおり、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業となります。横浜市では、「保育コンシェルジュ」という名称で、就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの各種保育サービスについて情報を提供する相談員が、保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付けることを目的として、各区役所に配属されています。こうした自治体での取組例が、国の利用者支援事業の事業モデルとして想定されていますが、個々の御家庭からの照会や相談に応じるもので、市役所や地域子育て支援センターなどの場所に相談員を配置して行うこととなります。「確保方策」に関しては、本市では市役所(子育て支援課)に専任の相談員1名を配置して実施していきたいと考えています。他の事業は利用人数などで見込みますが、この事業は実施箇所数で「確保方策」を記載することになります。内容として想定されるのは幼稚園、保育所の利用のほか、地域子育て支援事業など幅広い相談・対応が必要なことと考えています。

次に(2)地域子育て支援拠点事業について説明します。この事業の内容は、記載のとおり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、「確保方策」に記載していますが、本市では市立保育所6か所のうち3か所に地域子育て支援センターを設置しています。東南部の銭函保育所、中央部の奥沢保育所、北西部の赤岩保育所の3施設で、子育て中の親子を対象とした各種事業を行っています。

また、朝里地区では朝里幼稚園に委託して、「わくわく広場」という子育て支援事業を行っていただいているところです。このほか、市内においては、高齢者の活動団体である「杜のつどい」とい

う団体が、毎月、活動場所である産業会館で親子の遊びの場を開設していたり、ファミリー・サポート・センター事業の受託団体であるNPO法人北海道子育て支援ワーカーズの関連団体が市内で親子の遊びの場を提供していたりと、全て記載できないこともあり、割愛して「確保方策」を記載していますので御理解願いたいと思います。申し上げたように市の直営事業だけで成り立つものではなく、多くの方々の取組なども関連するもので、今後も連携や協力をしつつ、その時々々のニーズに応じていけるよう取組を進めることが、これからも事業にとって必要なことになると考えています。

「量の見込み」と「確保方策」についてですが、「量の見込み」は事業参加者数になりますが、実績を踏まえ、就学前児童が減少傾向のため、数としては減る見込みになります。「確保方策」はこれまでの受入れ実績から設定した数値ですが、月500人としています。この数値は1回当たりの参加親子数に換算しますと、平均して11組ないし12組程度の親子が参加していることとなります。

なお、この事業だけは年間的人数ではなく1か月単位的人数の記載となっています。

次に22ページですが、当日配布資料の差し替え後のものを御覧ください。(3) 妊婦健康診査事業について説明します。この事業の内容は、記載のとおり、妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業であり、本市では保健所がこの事業を実施しています。「確保方策」については、妊婦の健康管理の向上と妊娠中の異常の早期発見及び適切な指導、処置のため、今後も本事業を継続し、安心して健やかな妊娠・出産を支援していくこととしています。「量の見込み」については、就学前児童数や出生数の動向などを踏まえて、設定しています。

次に(4) 乳児家庭全戸訪問事業について説明します。この事業の内容は、記載のとおり、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児についての相談に応じ、助言その他の支援を行う事業であり、本市では保健所がこの事業を実施しており、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称でも呼ばれています。「確保方策」については育児等に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連絡調整などを通して、乳児のいる家庭の地域からの孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、本事業を継続し、訪問結果に応じた継続支援の取組や関係機関等との連携を図り、適切な支援に努めていくこととしています。「量の見込み」については、就学前児童数や出生数の動向などを踏まえて、設定しています。

次に23ページを御覧ください。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業について説明します。事業の名称として二つの事業があり、これらの事業自体は関連している内容になっていますが、大きく二つに分けて捉えていただくとわかりやすいと思います。

一つは「養育支援訪問事業」で、事業内容は記載のとおり、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業となります。また、もう一つの事業としては、児童虐待防止の取り組みに関するもので、関係機関のネットワーク間の連携強化を図る事業となります。

「量の見込み」と「確保方策」についてですが、ここでは、主に「養育支援訪問事業」について記載をしています。本市ではこれまでも「こんにちは赤ちゃん訪問事業」や、児童虐待防止の取組において把握した養育支援が必要と思われる家庭に対しては、保健師や関係職員による訪問などを行ってきていますが、今後、国が示す事業要綱に基づく事業化を図ることとして、その際は、庁内で事業に関して取りまとめを行う機関の設置などが必要なことから、現行体制で家庭訪問などはこれまでどおり行いつつ、28年度から事業化を図りたいと考えているものです。「量の見込み」については、この間の取組から、考えられる見込み数値で記載していますが、実際には家庭訪問を必要とする発生要因が機械的に起きてくるものでもないことから、数値には増減が伴う事業と見ています。

また、児童虐待防止の取組については、本市では、子育て支援課が事務局を担当していますが、これまでと同様に北海道中央児童相談所をはじめとする多くの関係機関と連携を図りながら、個別の事案に対応していく考え方で、これらのことを踏まえて「確保方策」については、子育て支援サービスを利用することが困難で、訪問による養育支援が必要な家庭に対し、適切な養育が行われるよう、保健師等が訪問してきめ細かく指導助言を行うことや、なかでも、児童虐待のリスクを抱える家庭については、未然防止に向けて早期に関係機関と連携しながら支援を強化する旨、記載しています。

次に（６）子育て短期支援事業について説明します。事業の内容として、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を行うものとなっています。

本市においては、これまで未実施の事業ですが、今後、事業化について、調査研究を進め、事業化の必要性が高い場合は、実施を図っていきたいと考えています。

「量の見込み」に関して、ニーズ調査では高い数値が出たものですが、国の集計方法では、可能性がある場合はその全てが事業を利用するという前提での数値算出となっているためであり、他市の実績などを見ますと、高い数値にはならないことが伺えましたので、すでにこの事業を行っている道内類似都市の実績などを参考にして「量の見込み」の数値としました。また、「確保方策」については、本事業に対するニーズの把握に努めつつ、本市における事業の実施形態の研究を進めることや、実施施設については、児童養護施設等であるため、道内自治体の実施状況の把握を行い、養育・保護の必要性に応じて実施体制の確保を検討する旨、記載しましたが、これまでも親が短期間、入院するため、子どもの預かり先について市に照会がくることなどもありましたが、そうそう頻繁なものではありません。こうしたニーズの面や、本市に児童養護施設自体は設置されていないので、他市の状況をよく参考としながら、２７年度は検討を進め、必要性や財政負担なども併せて検討しながら、２８年度以降の取組の可能性について考えていきたいと思っています。

次に２４ページを御覧ください。（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について説明します。事業内容は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業ですが、本市では平成２３年１０月から開設し３年経過しました。この事業を具体的に担っていただいているのは、これまでこうした子育て援助活動で活動実績があるＮＰＯ法人北海道子育て支援ワーカーズという団体になりますが、市が委託して実施する形態で行っています。「量の見込み」と「確保方策」については、これまでの実績などを基に数値を記載し、「確保方策」については、今後のより円滑な援助活動の推進及び提供会員の更なる増加に向けて、提供会員養成講習会の開催などを継続して取組することや、利用会員の利用状況や意識の把握に努め、利用者ニーズにできるだけ対応できるよう必要に応じて、事業の在り方などを検討していく旨、記載しました。これまでで３年経過しましたが、会員の入会、退会も随時生じてくる事業ですので、一定の規模や水準を今後も維持していくよう進めていきたいと考えています。

次に（８）一時預かり事業について説明します。事業内容は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、本市では、具体的な実施施設で、二つの事業に分かれることとなります。「確保方策」に記載していますが、一つは幼稚園で行う預かり保育、もう一つは保育所で行っている一時的保育となります。最初に幼稚園における預かり保育についてですが、これまでも本市の幼稚園は、認定こども園を含めて１４か所あり、実施内容や料金設定の違いなどはありますが、すでに行われているものです。こうしたこれまでの取組のほか、新制度においては、認定こども園や新制度に移行する幼稚園を対象とする新たな一時預かり事業を国が創設する予定としており、市が委託又は補助して行う形態にな

ると想定しています。本市においては、国の制度内容、詳細がまだ明らかになっていませんので、現時点で事業者者に具体的な事業内容を示すに至っていませんが、国の動向を踏まえつつ、新たな預かり保育事業の取組を進めていくこととします。「量の見込み」は市内幼稚園の実績を基に記載しています。「確保方策」は受入枠という設定ではなく、必要な需要に対応していく考え方で記載しています。

次に、保育所における一時的保育です。記載のとおり、保育所での一時的保育は、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急、一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施されています。これまでも市内の保育施設からの実施要望もありましたが、今後もニーズ動向に留意しながら、実施体制の確保を図ることが基本的な考え方です。この「量の見込み」と「確保方策」は25ページを御覧ください。「量の見込み」はこれまでの利用実績を勘案して記載しています。「確保方策」は表外に記載していますが、定員枠を基に計算しており、1施設の定員が15名で、年間開所日数が300日で、1施設当たりでは4,500人となり、3施設ありますので、13,500人となっています。

次に、(9) 時間外保育(延長保育)事業について説明します。事業内容は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業であり、本市ではこれまで認可保育所の通常の開所時間が午後6時までであることから、午後7時まで延長して行っています。市内の認可保育所では22か所のうち、10か所で行われています。この「量の見込み」については、年間の実利用人数としており、こまごまの実績を勘案して記載しています。今後の「確保方策」については、これまでの延長保育についての登録児童数の実績を勘案して現状の受入れ水準と考えられる数値を記載し、今後の考え方として仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえつつ、実施体制を検討していく旨、記載しました。実際の需要動向やニーズも踏まえ、具体的な対応を考えていきたいと思えます。

次に、(10) 病児(病後児)保育事業について説明します。事業内容は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業になります。これまで、この事業は、本市の次世代育成支援行動計画で取組課題としてきたことから、実施方策についていろいろ検討してきましたが、小児科医が少ないなど課題がいくつかあり、短期間で実現できる展望は現時点ではありませんが、就労している家庭でお子さんがいろいろな病気にかかり、親が働きにいけないことは今後も引き続いていくことでもあり、引き続き追求していく課題と位置付けています。「確保方策」については、具体的な課題として、市内の小児科の医師が少ないこと、事業実施施設の整備には相応の財政負担を伴うこと、運営に関する国の補助が低額であることなどがありますとともに、課題への対応方策や事業の在り方を引き続き検討する旨、記載しました。「量の見込み」は、他市での実施状況を参考として記載しました。

次に、(11) 放課後児童健全育成事業について説明します。事業内容は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。「確保方策」については、本市における放課後児童クラブ事業は、小学校3年生(特別支援学級等在籍児童は6年生まで)の児童を対象としていましたが、法改正により事業範囲が6年生までとなることから、改正趣旨に沿って、6年生までの受入れに努める旨、記載するとともに、同時にこの法改正で、市町村が放課後児童クラブ事業の運営に関する基準を条例化することも求められていることから、放課後児童クラブ事業の運営については、今後、市が制定する条例に基づき、運営を図るとともに、利用者ニーズの把握に努め、改善が必要な場合は検討を進める旨、記載しました。最初の小学校6年生までの受入れに関して、現時点での考え方ですが、27年度に向けて、今後、新たに4年生以上の高学年になる子どもの保護者へ周知を図り、必要な場合は年明けの時期を想定していますが、利用申込みを受けていこうと考えています。ただし、現状のクラブにおいても、定員に対する充足率

が異なることから、クラブによっては申込者の全てを受入れできない場合も生じることも想定されます。その場合は新1年生からの低学年を優先し入会してもらうことを考えています。今後、27年度に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

二つ目の取組方針である市が制定する条例に基づく運営についてですが、来る市議会第4回定例会に放課後児童クラブ事業の運営基準に関する条例案を提出する予定であり、条例自体は、国が示している厚生労働省令に基づき内容を規定しているものですが、その規定に沿って、27年度に向けて運営体制の整備を図っていきたいと考えております。

また、「量の見込み」は、本市では小・中学校の再編が進められていますので、その動向を踏まえつつ、4年生以上の高学年の利用見込みは他市の実施状況なども参考として記載しました。

なお、「放課後子ども総合プラン」に関する事項が、国から通知で示されてきたことから、その内容について、よく検討しつつ、必要な場合はこの計画に記載していくことも想定されます。本市ではまだ未実施の事業のため、直ちに向こう5年間について、具体的計画化を図るのは難しいものですが、計画として記載できる内容は追加して記載したいと考えています。説明は以上です。

◇会長

ただいま、「地域子ども・子育て支援事業」の11事業について、説明がありました。説明の内容で御不明な点などはありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

24ページの②保育所における一時的保育ですが、ここに記載されている緊急や心理的・肉体的負担によって利用できるという要件は一般に周知されていますか。お母さんたちは知っているでしょうか。「量の見込み」と「確保方策」にギャップがあると思いますでしょうか。

◇委員

幼稚園を利用していたので、一時保育、預かりは知っているが、保育所は利用経験が無いのでわからないですね。

◇委員

保育所に預けていましたが、一時預かりができるということは後々わかりました。保育所に預けていなければ、知っている人はそんなに多くないのではと思います。

◇会長

新聞などでよく育児不安などが報道されていますが、こうした事業が一般的にどのくらい知られているのかと思いますが。

◇事務局

周知方法については市のホームページにも載せていますし、子育てガイドブックにも載せています。このガイドブックは出生時や転入の際にお渡ししています。こうした周知はしていますが、さきほどの御意見のように、幼稚園利用であれば、そうしたことで知っていくことになるという実態もありますが、いろいろな事業を知っていただくことは課題であるとも思います。

◇会長

はい、ありがとうございます。

◇委員

21ページの利用者支援事業に専任の相談員を1名配置するとありますが、市の正規職員ではない形で配置するのですか。

◇事務局

想定しているのは市の正規職員による配置ではなく、この職種で一般から募集、採用し、専任として配置することを考えています。そうしたことから、27年4月以降、一定の研修期間は必要にもなるものと考えています。

◇委員

こうした専任の相談員が機能すれば、ここに行けばすべてわかるとなりますね。現状では情報が

分散している面もあると思います。ホームページを見ればわかる場合やそのほかの場合もあります。なかなか子育て支援というのは統一されていない面もあって、単なる保育所の案内にとどまらず、いろいろわかっていると効果的なものになると思います。ただ、なかなか一人ですべてわかるというのも難しい面もあります。より効果的に機能すればよいと願いますが。ここに行けばいろいろわかるし、他へつないでくれるとなればいいですね。

◇事務局

専任にはなりますが、相談員一人に預けてしまうことはありません。子育て支援課ばかりでもなく、他の課の事業も関係してきますので、バックボーンを持ちつつ進めたいと思います。

◇委員

この説明があったものについて、新しい事業、継続する事業、強化する事業などがあると思いますが、どのように強化していくのですか。

◇事務局

これらの事業には、妊婦健康診査やこにちは赤ちゃん訪問、子育て支援事業など、これまで一定期間継続して行っている事業があり、続けていくことも基本だと思っています。また、養育支援訪問や児童虐待防止に関しては、これまでも必要に応じて家庭訪問を行っていますが、養育支援訪問などは事業化していくことで強化になると考えています。子育て短期支援事業は事業の実施形態をよく検討しなければなりません、新規の事業という扱いです。ファミリー・サポート・センター事業は継続事業になります。一時預かり事業について保育所では既に実施していますが、新制度移行する幼稚園及び認定こども園の一時預かりは国の制度創設により新規になります。保育所の延長保育事業も既に行っていますが、拡大などは今後の需要を見て検討していくということになります。病児・病後児については今まで未実施ですので、今後実施できるようになれば新規事業になります。放課後児童健全事業は今後6年生までとなるので、事業としては拡大になります。捉え方としてはそのように考えています。

◇委員

25ページの病児・病後児保育について、ファミリー・サポート・センター事業の中でも病気の子ども預かりがありますし、お母さんたちも子どもが発熱したとき、仕事との関係でどうしようと気にされる内容です。施設で一定の体制を取って行う病児・病後児保育もお母さんたちの安心につながるものと思いますが、預かる子どもの人数も4、5人ということからすると、かかる経費に比べてどうかという懸念もあります。それより、病気の子どもを預かる緊急サポートをより効果的にするなどのことも余裕のある財政でもないと思いますので併せて検討してもらえたらと思います。

◇会長

病気の子ども預かり人数はなかなか一定せず、空きの生じることもあるでしょう。そうした施設などに莫大なコストをかけるか、もしくはファミリー・サポートのように柔軟な対応を図れる人的資源にコストを掛けることも一つの方策だということですね。費用対効果で考えると、投資して施設に空きが生じているならどうかということもありますね。この事業は今後も研究が必要な事業だと思いますので、こうした点も研究の対象になると思います。ほかに御質問、御意見はありますか。(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

続きまして、今後の取り扱いについてですが、今回、計画(素案)となりましたが、この後、どのように進めていくのか、事務局からお知らせください。

◇事務局

この計画(素案)は、12月上旬から1月上旬にかけて、パブリックコメントの手続きを行い、その後、1月下旬を想定していますが、この子ども・子育て会議にパブリックコメントの結果を報告し、成案化を図っていきたくと思っています。

◇会長

12月上旬から1か月間かけてパブリックコメントを集約し、その後、整理を行いつつ1月下旬

に会議で報告し計画をまとめるということですね。

それでは、(3) 各種基準の制定について、①小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)概要について、事務局より説明願います。

◇事務局

資料3を御覧ください。さきほど、放課後児童健全育成事業のところで少し触れましたが、来る市議会第4回定例会に放課後児童クラブ事業の運営に関する基準に関する条例案を提出する予定です。これに先立ち11月2日までパブリックコメントを行いました。御意見はありませんでした。

それでは、資料を1枚めくり、2枚目の1ページと書かれている横書きの用紙を御覧ください。

今後、条例案を提出し、市議会での御審議をいただくこととなりますが、パブリックコメントを行っている期間中も、市としては関係部局での検討をしてきましたが、当初、パブリックコメントを開始する際の内容と比べますと、変更点が2か所出てきました。資料の最後の4ページにパブリックコメントを開始した際、想定されたものとして、〈市独自基準の検討について〉として3点の経過措置もしくは市長が必要と認める例外措置のいずれかの対応が想定されたので、そのように記載しました。これらを順次、説明しますが、資料の2ページ目になります。「項目8 設備基準」ですが、専用区画の面積が1.65㎡以上なければならない点に関して、既存の児童センター及び児童館で開設する放課後児童クラブが2か所ありますが、元々、児童センター及び児童館では、こうした面積基準が義務的規定でなかったこともあり、放課後児童クラブ専用の部屋は設けず運営をしてきました。今回、専用区画の面積基準が義務的規定となりましたが、これらの既存施設の2か所については、専用の部屋は設けていないものの児童館の施設全体での活動ができるものであり、運営面から実態として1.65㎡未満にはならない施設であることから、市長が必要と認める例外措置の適用を考えています。

次に3ページの「項目9 職員」についてですが、一つのクラブを構成する児童数がおおむね40人以下としている点に関して、銭函小学校ではプレハブ施設でクラブを開設していますが、通常の教室より広い面積であったことから、定員を51人としてきました。当初、現行と同様の使用を継続するなら、経過措置又は例外措置の適用を考えましたが、今後の児童数の見込みなどを踏まえて、定員自体を減らす形で検討しており、例外等の規定は設けなくてもよいものと考えています。

次に最後の4ページの「項目17 開所時間及び日数」についてですが、年間の開所日数が原則として250日以上という規定があり、当初、夏休みなどの3期休業期間に、張碓小、桂岡小の子どもたちが、拠点校としている銭函小のクラブへ合流する形で休み期間中の運営をしてきていることから、張碓小、桂岡小の開所日数が250日を満たせないことも考えられたため、経過措置又は例外措置の適用を考えましたが、今後の児童数の見込みなどを踏まえると、張碓小、桂岡小での通年開設が見込まれることから、例外等の規定は設けなくてもよいものと考えています。

総じて、パブリックコメントを開始前においては、3点の経過措置又は例外措置の適用を想定しましたが、その後の庁内検討を進めた中で、現時点では、既存の児童センター及び児童館で開設する放課後児童クラブのみの例外措置の適用を考えており、この内容により、市条例の原案を作成し、市議会へ提出したいと考えています。

◇会長

それでは、放課後児童クラブに関する条例(案)は来る市議会に提案予定とのこと。内容についてはパブリックコメント開始前に比べて、例外の対象が一つになったとの説明がありました。これらの内容について御質問等がありますか。

◇委員

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

では、後でありましたら、お願いいたします。続きまして、「3 その他」に入ります。はじめに、「(1)参考事項 ①利用者・市民周知用資料(資料4)」について説明を願います。

◇事務局

資料4を御覧ください。この間、幼稚園での園児募集が始まりましたので、そうした際に周知に使用したチラシなどです。最初のものが、幼稚園、次のものが認定こども園で保護者へ配布したのとなっています。幼稚園全体では、認定こども園を含めて14施設ありますが、このうち5か所の施設で、このチラシを配布しました。残る9か所の施設は、市のチラシを用いず、独自に周知するとの考え方でしたので、任せることにしました。最後のチラシは11月1日に発行した子育て支援ニュースに折込するとともに、日頃、このニュースを置いてもらっている関係機関などでの配布をお願いしているチラシになっています。これから、幼稚園などの利用を予定している子育て家庭などを想定して作成した内容になっています。このほか、市の広報誌でも、この新制度が開始予定である記事を掲載しました。今後にも必要に応じて周知を行いたいと考えていますが、幼稚園に関しては、新制度に移行予定の認定こども園2施設と幼稚園1施設における1号の支給認定作業が必要なことから、先日、園を通じて、保護者へ支給認定申請書を配布しています。今後、園を通じて集約を図りながら1号認定の支給認定の事務作業を進めていく予定です。

また、保育所利用者については、例年、次年度への継続手続や新年度入所の受付を年明けの時期から行っていますが、この新制度では2号、3号の支給認定作業が必要になりますので、年明けからの時期に合わせて周知などを進めていきます。

◇会長

それでは、これらの周知用資料について御意見、御質問等がありますか。

◇委員

幼稚園では全園での配布になったのですか。

◇事務局

事前に各施設へチラシをお示しし、使用するとした5か所の施設で配布しています。

◇委員

14か所中、5か所ですか。

◇事務局

チラシは新制度へ移行する内容のものであり、27年度は1か所の施設のみ新制度へ移行予定となっていて、現在の制度に残る幼稚園が多い。そうしたことから、残る幼稚園については、独自に行うものと理解しています。

◇委員

保育所の方はどうですか。

◇事務局

保育所は、少し前の時期に周知しています。今は、まだ具体的な事務手続を行う時期でもなく、手続などを行う際に合わせて行う方がより具体的に示せるものと考えていますので、今後、周知していきたいと思います。

◇委員

現在、幼稚園や保育所を利用していない方を見るとすれば、子育て支援ニュースになりますか。そのほかの家庭の方はどういうふうになるのでしょうか。

◇事務局

今回、子育て支援ニュースで行いましたが、今後、お子さんが生まれた方など周知の方法は継続して考えていくことになります。また、市のホームページなど使えるものを考えていきます。

◇委員

小樽へ転勤で来られた方などにもこういう情報は渡るのでしょうか。

◇事務局

そうしたことも考えていくことだと思いますが、今回のようなチラシだけですべてを網羅できるものでもありません。やはり、まだ幼稚園など利用していない小さいお子さんを連れてくるようなところ、子育て支援ニュースもこうしたところで配布していますが、周知の方法などは継続して考えていきたいと思います。今回もお子さん連れなのでかさばらないようなことも考え、小さな二つ

折のチラシも作りましたが、周知は大事ですので、検討しながら取組したいと思います。

◇委員

広報紙とかも必要ですね。

◇委員

施設を利用されるお母さんたちへの周知も大事ですが、子育て支援の関連団体、例えばファミリー・サポート・センターなど身近なところへ聞くこともあると思います。支援に関係ある人にとっても新制度の内容はすぐ理解できない内容もありますので、相手へ正しく伝わっていくようなことも考えてほしいと思います。

◇委員

日頃、子どもと触れ合っているところであるとか、お母さんたちがいらっしゃる小規模な場所でも説明ができるといいですね。

◇事務局

もう少し具体的になったらと思います。幼稚園の新制度移行もこれまで動向がはっきりしてこなかったという経過もあり、今後もう少し動きがあるかもしれません。そうした面や利用料金のことなどもあります。子育て支援の関係では今後も周知の浸透具合を見ていきたいと思います。

◇会長

それでは、料金のことなどもあるようですので、次に、「(1)参考事項 ②当面の取組」について、説明を願います。

◇事務局

次に、当面の取組課題の事項について報告します。本日、机上に配布した資料を御覧ください。「子ども・子育て支援新制度における利用者負担について」という資料です。新制度の利用料に関する内容ですが、はじめの「1 国の利用者負担の基準について」の項目を御覧ください。今までは、幼稚園の利用料、保育所の保育料という言い方が一般的であったと思いますが、アンダーラインの箇所にあるとおり、施設・事業という区分けではなく、支給認定区分に応じた利用者負担という考え方になります。下の表も支給認定区分で示されていて、1号認定、幼稚園利用者は現行の就園奨励費の水準を考慮して国の水準が設けられています。2号認定、3号認定、保育所の関係は、保育時間が11時間の保育標準時間については、現行制度を基本に設定されていて、8時間の保育短時間の料金は保育標準時間の料金より1.7%低く設定され、保育標準時間の98.3%の水準に設定されています。

次に、このページ下段の【利用者負担の決定方法】ですが、現行の制度では、施設が料金を決めるということがありましたが、新制度においては、市町村が利用者負担額を決めるということになり、特に保育所の保育料は、今までは所得税が課税されていますと、所得税額に基づいていましたが、新制度では料金算出がすべて市町村民税の課税額又は課税区分によるものに変更になります。

2ページ目を御覧ください。「2 「1号認定」の利用者負担について」ですが、幼稚園関係の料金について、下の表が現行の就園奨励費の補助内容となっています。上の表が国の利用者負担の算出方法についてですが、全国平均の負担水準、表では(A)の全国平均保育料となっていますが、まず全国平均の金額を求め、下の表の就園奨励費を年額から月額に換算した金額を差引きして、国の利用者負担の金額を算出しています。これを上限として各市町村が料金設定を行うという考え方になっています。

次に、「3 「2号認定」及び「3号認定」の利用者負担について」ですが、1ページで申し上げましたが、保育所の金額表(=料金表)については、所得税額の課税内容に基づく料金算出がすべて市町村民税の課税額又は課税区分となるため、市の金額表(=料金表)についても、所得税額による区分を市町村民税額による区分に置き換える必要が出てくること、また、11時間の保育標準時間と8時間の保育短時間の2種類に分かれることから、国と同様に保育短時間は保育標準時間の98.3%の水準に設定することを検討しています。また、最後の段落ですが、冒頭に説明しましたが、これらの料金設定については、支給認定区分ごとに定める考え方となっています。括弧書きしてい

ますが、新制度で新たに小規模保育などの地域型保育事業が創設されますが、例えば、同じ3号認定の場合、保育所又は地域型保育事業のいずれかを使用しても同一料金であるとの考え方を国が示していることから、本市も同様に規定することを考えています。

3ページ目を御覧ください。「【現行制度】保育費負担金額表」ですが、左側が国の基準額表、右側が市の金額表(=料金表)です。なお、現行制度の表になりますので、真ん中の列に階層区分がありますが、D1からD12の階層では、所得税による区分となっています。

資料の説明は以上ですが、保育料については、道内の主要都市の状況なども聞いていますが、仮の保育料金額表(=料金表)を示しているのは、極めて少数の都市に限られており、各市の大半が検討中という状況です。また、保育料以外に保育所の短時間保育と延長保育との取扱いの関係があります。本年9月に国からこれらの取り扱いについて、改めて考え方を示す旨、通知されているところですが、昨日、関連する質疑応答集の送付があり、その中で保育短時間の取扱いについては多少の幅を持つような考え方が示されましたが、延長保育との関連が整理できる内容には至っていません。これまでも北海道へ照会するなどしてきましたが、これからも情報収集したいと考えています。

次に、幼稚園の利用料です。新制度へ移行する幼稚園については、さきほどの周知用チラシで、国の仮の上限額を記載して、これまで周知を図っていますが、すっきりした内容の説明には至っていません。いずれにしても、国が正式決定するのは国の予算が確定した段階となるので、市としても3月の時期に正式決定になると思いますが、仮の案などが示すことができるか検討しています。

◇会長

まだ、未定な部分が多くてという内容ですが、御質問、御意見等がありますか。

◇委員

新制度に移行する予定の幼稚園はどこでしょうか。

◇事務局

小樽幼稚園が予定をしています。

◇委員

ほかの幼稚園はまだということですか。

◇事務局

現時点では幼稚園としては1か所の予定です。

◇委員

今後、随時変わっていくのですか。年度ごとですか。

◇事務局

移行するのであれば、預かり保育など自治体の事業予算が絡むものもありますので、年度ごとということになります。今回は夏の時期に施設に対する意向調査があり、国は今後も行っていくようですので、意向の把握は次年度以降もあると思います。

◇委員

保育時間については、8時間と11時間がありますよね。8時間の場合は8時間を過ぎたところから延長保育、11時間の場合は11時間を過ぎたところからとなるのですか。

◇事務局

8時間を超える場合などは延長保育になります。概ね11時間内には収まるようですが、本市ではこれまで午後6時から午後7時の利用を延長保育としています。料金は一部減免がありますが、1回の利用で150円、1か月の上限額は3,000円となっています。8時間の保育時間を超えた場合の延長保育などの料金はまだ未定ですが、8時間の保育料に仮に現在の上限額3,000円を加えた場合、保育標準時間の保育料を上回ることも考えられ、他の市でも取扱いが検討されています。

◇委員

新制度に移行することで利用者にとっての大きなメリットは何でしょうか。

◇事務局

認定こども園や地域型保育など選択肢が広がることなどがあると思いますが、地域によってその効果は異なるものと思います。元々各地域の教育・保育資源の状況が違っているため、全国一律的な効果にはならないと思います。待機児童が多い自治体などは効果が出てくることは考えられます。

◇委員

保育所や幼稚園などの利用料の負担などはどうでしょうか。

◇事務局

市としての決定はまだこれからですが、国は保育標準時間の保育料については現行金額表(=料金表)の水準で移行させています。また、幼稚園については全国平均の利用料を基に国の金額表(=料金表)を作成しており、あくまで平均なので、地域により影響が違ってくると思います。

◇委員

認定こども園は保護者の稼働の有無にかかわらず利用を続けていけるのでメリットがありますね。

◇会長

今の段階ではまだ料金も決まっていないので、利用者にとってはどこに入ったらメリットがあるのか、またデメリットなのかということは、まだ見通せないということですね。もちろん、料金だけで施設を選ぶわけでもないと思いますが。

◇事務局

今、幼稚園については新制度に移行する、しないという選択があるので、それによって自治体が決める利用料と新制度移行しない場合はこれまでの料金となるので、従来と違って新たな選択も増えてきます。今後、こうしたことを説明することも課題だと思います。

◇会長

幼稚園をお母さんたちが何を基準に選ぶかですね。違いがわかる指標のようなものはありますか。

◇事務局

比較する指標自体はありませんが、これまでも幼稚園連合会や各園でホームページなどを作り、情報提供されています。また、新制度では施設側から一定程度の情報提供を行うこととされています。

◇委員

小学校は校区があるので通学先の学校が決められてしまうが、幼稚園は親がいろいろな要素から検討して決めることができる施設、選べる施設となっています。親からすれば、新制度に移行していない園が多いことはどうしてかと疑問に思うのではないかと思います。

◇会長

事業者にとってメリットがないからですか。

◇委員

幼稚園選びという点では、施設の教育内容もそうだが、次年度以降の料金も見通せないという難しい面もあると思います。

◇委員

新たに入ろうとしている人がどう選ぶことができるかですね。

◇委員

小樽市の料金はこれからだが、そうそう今までとの違いが出るものでもないと思いますが。

◇会長

事業者はもう1、2年様子を見ようとなっているのでしょうか。

それでは、(1) その他 についてですが、事務局から何かありますか。

◇事務局

事務局からはありません。

◇会長

それでは、最後に委員の皆様から、御意見、御質問はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

では、本日はこれで議題を終わりましたので、会議はこれで閉会いたします。皆様、長時間、お疲れ様でした。